

請負者各位

福岡県 道路公社理事長

## 新型コロナウイルス感染症対策による 学校等の臨時休業に伴う取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱い

##### (1) 監理技術者等の「専任」の明確化について

新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、認めるものとします。

##### (2) 監理技術者等の途中交代について

新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合、監理技術者等の途中交代を認めるものとします。

※ただし、その際は発注者（福岡県道路公社）にその旨を申し出て、工事実施に支障がない場合に途中交代を認めるものであるもので、申し出を行わずに途中交代を出来るというものではありません。

#### 2 工事の一時中止や工期の延長（以下、「工事の一時中止等」という）について

工事の一時中止等について、請負者から申し出ができる場合には、工事従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとします。

※適用日は、令和2年3月2日となります。